

令和2年第4回大田市教育委員会定例会会議録

令和2年3月26日午後2時、大田市教育委員会事務局において、第4回大田市教育委員会定例会を開催した。

1. 開会及び閉会

開 会 令和2年3月26日 午後2時00分

閉 会 令和2年3月26日 午後3時15分

2. 出席委員の氏名

教育長 船木三紀夫

委 員 梶 伸光 竹下ちとせ 仲野義文 福間信隆 木村貴子

3. 欠席委員の氏名

なし

4. 傍聴人

なし

5. 委員及び傍聴人を除くほか議場に出席した者の氏名

川島教育部長 森本総務課長 和田学校教育課長 霊山社会教育課長

遠藤石見银山課長 西村山村留学センター長 三谷学校給食センター長

後藤人権推進課長 錦織総務課長補佐 森総務課長補佐

6. 開 会

船木教育長開会を告げ開会

(1) 第3回の会議録について

教 育 長 第3回の会議録について、訂正箇所等あればお願いします。

仲野委員 訂正箇所を発言。

6ページの私の1番上のところ、調査・研究と言っても色々な場合が考えられます。調査・研究の成果が地元で反映されるなどを条件とすることも考えたらいかがでしょうか。12ページのところで、真ん中、「この結果については」のところから8行目のところで、「第3者の事業評価も必要だと思います」以下は取って下さい。それと1番下「そうですよね、だから」を取って頂いて、「もちろん」に変えて下さい。以上です。

教 育 長 他にはありませんでしょうか。

委 員 (なし)

教 育 長 それでは、第3回の会議録につきましては、先程の訂正をしたもので承認とさせていただきます。

(2) 教育長の報告について

教 育 長 続きまして、経過報告でございます。両面でございます。

まず2月の方からです。前回は2月24日に定例教育委員会を致しました。その当日に「教育長と語る会」三中の方で二年生と行っております。

27日、PTA連合会代議員会が市民センターでありましたので、私と部長、社会教育課長、学校教育の方とで参加させて頂いております。

28日、「学校のあり方意見交換会」井田地区を行っております。これで1回目の地区の意見交換会は終了しております。

ご承知のように、27日の未明に安部首相の方から一斉休校の要請があったということで、28日急遽新型コロナの本部会議を午前と午後とさせて頂きました。ご承知のように27日の要請を受けまして、当初、午前中の臨時校長会を開く中では休校という扱いでしたが、県の動向を踏まえ、各自治体の判断となりましたので午後、急遽、休校しないと判断したところでございます。

29日、「大田ふれあい会館まつり」とありましたが新型コロナ

で中止となりました。

1日、「本因坊道策記念囲碁大会」(新型コロナで中止)

2日から19日まで市議会の本会議がございました。新型コロナ対策会議につきましては、これまで7回か8回実施しておりますので、その都度書いておりますのでお読み取り頂きたいと思ます。

3日、教職員の転居等の内示がありました。臨時校長会を行い各校長に提示したところでございます。

4日、小中の学力担当者会議も新型コロナで中止となっております。

8日、石東駅伝につきましても新型コロナで中止となっております。北三瓶中学校が卒業式を縮小する中で実施を致しております。

10日、一中、二中が卒業式

11日、志学中、三中、大田西中で卒業式が行われました。

17日から19日までの3日間で小学校で卒業式が行われました。原則として来賓は呼ばず、卒業生、卒業生の保護者、教職員のみでの参加としておりましたが、小規模校においては校長判断において、在校生も参加ということにさせて頂きました。小学校では大田小学校、久手小学校、長久小学校、仁摩小学校の4校では在校生は参加しておりません。他の小学校は在校生が参加しております。中学校においては一中、二中、西中の3校が在校生は参加しておりませんが、他の中学校においては在校生は参加しての卒業式となっております。

12日、島根県育英会の理事会が松江であり、参加させて頂きました。

14日、浜田で北前船寄港地フォーラム in 浜田がありましたが、新型コロナで中止となっております。

16日、教職員の内示がございました。臨時校長会を開く中で、各教職員の内示を行ったところでございます。これにつきましては、23日に記者発表が行われ、24日に新聞報道が出たということになっております。

17日、琴ヶ浜保存活用計画策定委員会、第1回目が開催されております。琴ヶ浜の今後の保存活用について協議をする委員会となっておりますので、これにつきましては令和2年度で作成をする予定となっております。また、社会教育委員の会、高校支援連

絡協議会につきましては新型コロナの影響で中止となっております。

18日、中学校職場体験推進協議会も新型コロナの影響で中止となっております。

23日、記者発表、行革本部会議等々もございました。

25日、山村留学センターの修園の集いにつきましても、来賓を呼ばずに、山村留学センターの卒業園のみの縮小した形の修園の集いを行っております。

昨日に新型コロナ本部会議を開催しまして、この度の文部科学省の通知に基づきまして全国一斉の休校が解除になったという事を踏まえて大田市の今後の方針について作成をし、通知をしたところでございます。

26日、スポーツ推進協議会を予定いたしております。

明日ですが、教員の転補の辞令交付、退職者の辞令交付を市役所で行う予定といたしております。

27日、28日、2日間、笠岡市中中学生との交流事業を予定しておりましたが、新型コロナの影響で中止となっております。これにつきましては市長と協議の中、夏に笠岡の方で30周年の式典等々ありますので、新型コロナの状況を考慮しながら中学生との交流が行えれば良いなと思っております。以上でございます。

また、1日には辞令交付等々が行われます。他の自治体では辞令交付を全て行わないという自治体もございます。県はいち早く新聞の報道でもありましたように交付はしないという事になっていきますが、大田市においては辞令交付は予定通り実施する予定としております。新しい先生方の辞令交付におきましても1日に行う予定と致しております。以上でございます。

今後不特定多数のイベント等が軒並み中止となっておりますが、これにつきましても3月いっぱいといたしております。市長の考えは4月からは通常に戻したい。但し色々な条件をつけて戻したい。という方向でいますので、追って市の考え方については今日か明日、報道に発表しますので、新聞等に載るのではないかと思います。このままで行くと経済が大変なことになってしまいますので、県内市内に感染が無い場合には条件をつけて、それを厳守する中で開催をするという方向でいきたいと思っております。

学校に関しましては、今日も早速メールがありました。要するに

今までは地域で一斉休校と致しておりますが今回は学校単位の休校となってくると、そこで発生したことが特定されるという事で、いじめとかそういう対象になり得るという事が懸念されますので、その辺については学校の方で指導して頂くという前提でやっていきたいと考えます。

(3) 議題

教育長 それでは、議題に入りたいと思います。今日は議題が多くございますが、ほとんど条例の規則とかの改正でございますので、その辺ご理解頂きたいと思います。

それでは議題第12号につきまして説明をお願い致します。

森本課長 はい。それでは議題第12号につきまして説明させていただきます。説明資料に基づいて説明いたします。改正の理由でございますが、会計年度任用職員制度、これが令和2年度から導入されることに伴い賞与の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては第2条のところ、これまで非常勤嘱託職員という表現がありましたが、会計年度任用職員制度導入に伴い非常勤職員という言い方に改めさせていただきます。詳細につきましては、新旧対照表を付けておりますが、御覧頂ければと思います。

教育長 4ページの第2条のところの1ヶ所修正ということでございます。会計年度任用職員制度に伴う文言の整備をさせて頂いたということで、よろしいでしょうか。

委員 (はい)

教育長 それでは、議題の13号をお願い致します。

森本課長 はい。続きまして第13号でございます。小中学校の管理規則の一部改正でございます。これにつきまして、1枚めくって頂いて、説明資料をお付けしております。改正理由としては国から、教科用図書に変えて、その内容を記録した電磁的な教材、いわゆる教科用図書の代替教材を使用出来るものとの改正がございました。令和2年2月27日付で、県の方が小中学校管理規則の例ということで示されたものに基づいて今回改正をするものでございます。それに伴いまして、教科用図書、代替教材の使用については、校長の責任のもとで判断されるということ、また教育委員会では届け出をし承認をうけるということになっております。更に道徳の教科化に伴いまして、道徳用図書に関する規定は不要となる

ことから、今回併せて改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、第21条から第23条にかけて関連項目このような形で改正をさせて頂くものでございます。

書式等、改正の内容につきましては、別途お示しをさせて頂いておりますので、ご覧頂ければと思います。また、新旧対照表についてお付けしておりますが、関連の部分、このような形で改正になるということでございます。

教育長 要は、教科書に変わって電子教科書を使ってもいいよということですか。

森本課長 はい。そうです。

川島部長 障がいのある児童・生徒に対して代替教材をつかうということですか。

教育長 これからは教科書がなくなって、電子教科書になっていくということですね。よろしいでしょうか。

委員 (はい)

教育長 では続きまして、議案の第14号をお願いします。

森本課長 はい。小中学校の教職員の服務規則の一部改正についてでございます。一枚開けて頂き、説明資料に基づき説明させていただきます。改正の理由は、令和2年1月17日付、文部事務次官通知に基づきまして、公立学校の教職員の業務量の適切な管理、いわゆる学校業務改善に向けて改正をするものでございます。改正の内容につきましては、第7条のあとに、いわゆる業務量の適切な管理ということで、超過勤務の上限時間等の設定を盛り込まさせて頂くという改正でございます。また併せて会計年度任用職員制度導入ということがあります。これに絡む第39条のところ教職員の次に地方公務員法第28条5の第1項に規定する短時間勤務職の市の職員を除くという文言を加えさせて頂くと共に、不要となる様式第5号のみを削るという改正をさせて頂くものでございます。7条の2につきましては、業務内容の適切な管理ということで労働基準法の改正に基づくものと同様に1ヶ月45時間、1年について360時間の上限を盛り込みますと共に突発的な場合ということで例外規定を第2項で定めております1ヶ月100時間未満、1年について720時間というような形で盛り込んでいるようなものでございます。最後に、教職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項、これにつ

いては、「教育委員会が別に定める。」という形にしております。
第39条と様式の削除につきましては冒頭で説明させて頂いた通りでございます。これについても新旧対照表のところご確認頂ければと思いますが6ページ、7ページのところへ挿入文書が入っております。

川島部長 7条の2については、さっき言った通りですが、内容的には昨年策定した大田市の業務改善プランが、ここに盛り込まれたという理解を頂ければと思います。

教育長 現状としては1ヶ月45時間、1年360時間になっているけれども、今の状況はどれくらいですか。

森本課長 小学校と中学校含めて全体平均で50時間強となっております。

和田課長 小学校は45時間を切っています。中学校がやはり55時間ぐらいで中学校が小学校に比べて10時間弱多いですけれども、昨年よりは随分下がっています。

教育長 やっぱり部活動の関係が影響してますね。

森本課長 どうしても特定の教員の方が、かなり多い状況です。

教育長 全体的には昨年よりは時間数は減ってきているという事で、小学校は45時間を切っているということですね。

和田課長 月によりますが、2月は随分減っています。

教育長 3月も減ると思います。

川島部長 中学校は特に80時間超える者や100時間超える者が多いです。

教育長 1ヶ月100時間超えてる人が何人も居ますね。

よろしいでしょうか。

委員 (はい)

教育長 それでは、続きまして15号お願い致します。

森本課長 はい。15号でございます。外国語指導助手設置に関する規則の一部改正でございます。1枚めくって頂きますと説明資料をお付けしております。これにつきましても会計年度任用職員制度の開始ということで、それに伴う種々改正を行うものでございます。主なものということで第4条の中に1年という任期を書いてございましたが、会計年度任用職員制度の任期とALTの任期にずれが生じているというところで、改めさせて頂くという形になっております。ALTにつきましては通常8月に赴任いたしますので8月を任期の開始にして1年の任期という、これまで契約をしておりましたが、会計年度任用職員制度は一応3月末をもって一旦

区切るというのが必要なので、このあとも出て参りますが前期、後期と2種類の任期で対応させて頂くような形に改めるものがございます。それから、第5条第1項に非常勤の職員という表現がございますが、ここについては地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員に改めることにしております。また第6条では、報酬及び費用弁償につきましては、これまでの条例から変更となっておりますので、それに対応するよう本文を修正するものがございます。これにつきましても新旧対照表というところで、該当部分に線を引いております。4ページにほぼ集中しているという形ですが、こういった形で改正を行うものがございます。

- 教育長 ということは、辞令を2回出すということですか。8月に1回とまた4月に1回出すということですか。
- 森本課長 8月に来た時に採用の辞令を出します。
- 教育長 4月にも出すということですね。
- 森本課長 はい。そうです。
- 教育長 今年4月1日に、1人ほど該当者がいますね。
- 森本課長 今年9月に来ることになりますが。
- 教育長 今、居る人に去年の8月に赴任した人が居ると思いますが。
- 森本課長 はい。それは3月末で閉めて、4月から。
- 川島部長 去年来た時に3月末の任期切にしています。
- 森本課長 はい。そうです。
- 川島部長 だから全員8月から7月のローテーションだったんですけど、明確に任命の日、いわゆる4月1日から年度末ですから3月31日までの1年という周期に変わっています。
- 森本課長 次のところで、16号がからんで一緒に説明してしまいました。
- 教育長 よろしいでしょうか。では16号について。
- 森本課長 はい。16号につきましては、外国青年任用規則の一部改正ということでございます。1枚めくって頂きまして説明資料をご覧ください。これについても会計年度任用職員がからむものがございます。これについては自治体国際化協会が自治体向けに任用規則案というのを示しております。それに基づいて賞与の改正を行うということにしております。全体としては、その案に基づいた修正でございますが、今回、大田市会計年度任用職員の休暇等に準じた特別休暇、介護休暇、介護時間について追加をさせて頂いて

います。2ページ目をご覧ください。2ページの第2条第5号、第6号については、先程説明しかけておりました前半任期、後半任期という表現で任期を整理しているものでございます。会計年度任用職員に対応するための任期設定ということです。これまでは無かった考え方ですが、任期を合わせているということでございます。それから、第5章の関係が先程申しました休暇の関係に、これまで無かった休暇制度を追加させて頂いております。特別休暇、介護休暇、介護時間こういったものが加わったとご理解頂ければと思います。それから6ページ、第7章で懲戒を懲戒等に改めておりますが休職の部分が休暇と共に記述してあったものを整理をして、こちらの方に持って来ているという状況でございます。以下関連、別表第1等こういった場合に整理された表が別添されております。新旧対象表につきましても、15ページとか関連の部分、棒線を引っ張っております。これについては、ご確認頂ければと思います。以上でございます。

教育長
川島部長

これも会計年度任用職員の制度に伴っての整理ですね。いわゆる今までALTは特別職だったのですが、会計年度任用職員制度に伴って一般職になりました。特別職というのは時間が決まっていなくて、休暇も決まっていなかったようなものですが、一般職となるとそれをしっかりと定めなければならないということです。

教育長
委員
教育長
森本課長

よろしいでしょうか。

(はい)

はい。それでは続きまして第17号をお願い致します。

はい。17号は学校運営協議会設置規則の一部改正でございます。1枚めくって頂いて説明資料をご覧ください。教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されましたことに伴いまして、一部を改正させて頂くものでございます。第1条のところで47条の6となっていたものを47条の5に改めるということでございます。新旧対照表3ページのところの第1条でございますが、この箇所
の修正でございます。

教育長

他の法律の条文の関係での条ずれでございます。

よろしいでしょうか。

続きまして、議題の18号お願い致します。

霊山課長

議題第18号、大田市公民館長、主事の任命でございます。1ペ

一じめくって頂きますと7名の公民館長、7名の公民館主事、この4月からの採用の名簿が載っております。公民館職員につきましても会計年度任用職員となります。公民館長につきましては、運営委員会の推薦を受けまして全員継続でございます。公民館主事につきましては、新規が三瓶の井上さんと仁摩の松原さんでございます。2人共、三瓶地区、仁摩地区の地元採用ということで、年齢は若いんですが、社会教育で育ったというところで、社会教育について推進をして行きたいということから採用に至ったところです。来年度につきましては、7つのブロック公民館が位置し、社会教育を行うものでございます。尚、網掛してあります西部公民館、中田主事につきましては、今年度、三瓶公民館にりましたが、以前赴任しておりました西部公民館へ移動となるものでございます。以上でございます。

教育長

採用の際、面接はしましたか。

霊山課長

はい。会計年度任用職員の面接を14名、全員しております。

教育長

応募は14名？

霊山課長

はい。ちょうど14名でした。

教育長

主事が、仁摩と三瓶が新規で、中田さんが移動ですね？

霊山課長

はい。

霊山課長

仁摩の松原さんは高校の時に柔道の全国大会に行っておられます。

教育長

令和2年度はこのメンバーということで宜しくお願いいたします。

それでは、議題の19号をお願い致します。

霊山課長

議題第19号大田市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正でございます。これにつきましては、会計年度任用職員制度に伴う文言の整理でございます。第4条から6条までを変更するものでございます。条文につきましては4ページをご覧頂きたいと思っております。第4条につきましては、会計年度任用職員制度に伴いまして、館長主事は教育委員会が指定する市職員を配置することができるということでございます。第5条のところでは会計年度任用職員制度に伴いまして、任命の日から年度末日までということですので、再任することができる。第6条におきましては、会計年度任用職員とするということで所要の改正をするものでございます。以上でございます。

教育長

これにつきましても、会計年度任用職員の関係での改正となるものでございます。よろしいでしょうか。

- 委員 (はい)
教育長 続きまして、議題の20号お願い致します。
霊山課長 第20号、大田市社会教育指導員設置等に関する規則の一部改正についてでございます。これにつきましても会計年度任用職員制度に伴います文言の整理でございます。第5条、第6条について整理をするものでございまして、4ページをご覧頂きたいと思っております。右側が改正後のものでございます。会計年度任用職員制度に伴いまして、任命の日から、その同日の属する会計年度の末日までの任期、第6条につきましては、会計年度任用職員とするということで所要の改正を行うものでございます。以上でございます。
- 教育長 はい。これも会計年度任用職員制度に関するものでございます。よろしいでしょうか。
- 委員 (はい)
教育長 続きまして議題の21号をお願いいたします。
遠藤課長 代官所地役人遺宅宗岡家の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について説明させていただきます。1ページをご覧下さい。1.制定の理由、条例の方3月の議会で可決頂いたところでございます。制定の理由としましては、代官所地役人遺宅宗岡家について簡易宿舎として宿泊事業を開始するため、所要の条例改正に伴い施行規則を定めるものとするものでございます。2.制定の内容でございます。(1)利用許可の規定を設け申請及び許可の様式を定める。第2条(2)利用料金の減免規定を設け申請及び決定の様式を定める。ということで1)から3)まででございます。条例改正に伴いまして減免規定を設けたところでございます。一棟貸しという方法で2名から10名利用料金26,400円という中で利用していただくということで、特に学生と研究者の方を中心に活用を図ってまいりたいということで、この減免規定を設けるものでございます。
- 1) 石見银山に関する学術的調査研究に関する活動と認められる者利用料金26,400円の額の半額
 - 2) 石見银山の自然・歴史及び文化を生かした学習活動と認めるもの利用料金の額の半額
 - 3) 前号にかかげるものの他指定管理者が特別理由があると認める者、指定管理者が市長の承認を得て別途定める額ということで第

5条、6条、7条に関係するものです

(3) 利用料金の還付規定を設ける。

申請及び決定の様式を定める

(4) 指定管理者不在期間の読み替えを規定する。

3.施行日については令和2年4月1日から施行するものとする。
以上です。

教育長 指定管理は、ここ1年してないけども、1ページでいくと前項に掲げる者、他大田市が特別の理由があると認める者。読み替えの規定は、指定管理者が市長の承認を受けて市長が別に定めるということですね

川島部長 来年度は直営ですから読替し、次の年度は指定管理を予定しています。

教育長 (2)の1)2)について誰が認めることになりますか？

川島部長 市長です

教育長 ということは、指定管理者が認めれば、減免出来ることになる訳ですね。

川島部長 協定書の中で、明確にしていく必要があります。

教育長 指定管理料に影響することでもありますし、1年かけて指定管理の協議をする中で整理しておく必要があります。

4月から泊まれることになりましたが、事前予約は入っていますか？

遠藤課長 予定されている大学には、ご案内をしています。クラシックの音楽アカデミーも予定されており、この場合は減免規定の2)に該当すると考えています。

福間委員 特別の理由というのはどんな内容となりますか？

遠藤課長 具体の想定はしておりません

教育長 災害や火事ということで住居がない場合とか短期間が、想定されるのではないのでしょうか。

教育長 議案につきましてはこれで終わらせて頂きまして、続きましてその他でございます。3月補正予算の追加がございましたので説明をさせていただきたいと思えます。

森本課長 補正予算の説明書をご覧ください。件名のところにありますように新型コロナウイルス感染症対策事業ということで国の緊急事業で補助制度が設置されまして、3月議会の最終日に追加提し可決されたものでございます。補正予算額100万円

ですが、幼稚園分ということで50万円掛ける2園分、空気清浄機、パーテーションあるいは手洗い用のハンドソープ等々と対策に必要なものを購入させていただくということです。

教育長

補正ということですので、2年度も出てくると思います。

大田市については休校していなかったもので経費的なものはあまり出てこないと思っています。幼稚園については今回対策ということで出させていただきましたが、給食関係も通常通り実施いたしましたのであまり影響はないと考えております。

川島部長

予算を可決いただいても、発注しても物が入ってこないという状況がありますので、繰越をする部分も出てきます。

教育長

補助は事故繰越という形になろうかと思われま

す。教育委員会でもマスクは入りません、市全体でも入りません。

いつまで続くかということですが、今回の学校への通知でマスクという言葉を入れておりません。咳の予防をお願いしました。

ここにあるのは10年前の子ども用マスクで、旧大代小に保管してあったものです。新学期に小学生一人5枚の配布を行います、中学校は大人用を一人5枚配布します。教職員用で、一人5枚配布するとなくなります。有効に活用していただきたいと考えています。

川島部長

新年度も追加で予算措置があるはずですが。

森本課長

厚生労働省からの補助を先行して活用していますが、新年度は文科省の補助制度も活用して参ります。

文科省については通常の必要なものを購入予定としております。

教育長

ということでよろしいでしょうか？

続きまして、2と3の資料をご覧ください、臨時職員と取扱規程の廃止についてです。

森本課長

資料No.2と3は関連するもので、No.2では市の規定が臨時職員を廃止するため、市の規定に準じていた臨時職員の教育委員会の規定を廃止するものです。No.3は市で会計年度任用職員の取扱規程が制定されたため、それを準用する規程を制定するものです。

教育長

続きまして、大田市学校のあり方実施計画検討委員会設置要綱の一部改正をお願いします。

森本課長

資料No.4をご覧ください、改正理由につきましては、現状で計画策定が出来ておりませんので、令和2年3月31日をもって任期を限るとしていた検討委員会の任期を1年延長することとする改

正を行うものです。

教育長 各地域の説明会については、一通り終わっています、基本計画の策定委員さんが、そのまま実施計画の検討委員さんになった場合は経過が分かるのですが、地域の意見を補強するため新規に委員になられた方には、基本計画の経過を十分に説明できていなかったため、共通認識の上で議論ができるよう3月16日に改めて経過を説明させていただきました。第4回目の検討委員会を計画しております。

川島部長 地域と保護者の方以外で幼稚園関係の説明会を最近実施したところですか。

森本課長 久手幼稚園は保護者の方に集まっていたいただき実施済み。
大田幼稚園はコロナウイルスの関係で日程調整が出来ず、4月に入り実施を計画いたします。

教育長 よろしいでしょうか？ 続きまして会計年度任用職員の配置についてお願いします。

森本課長 資料No.5をご覧ください、学校図書館司書15名、特別支援教育支援員・介助員延24名でございます。温泉津小学校と第一中学校には勤務日数の希望により2名で1名分の実質2.2名分の配置となっております。学力向上支援員について4名、スクールサポートスタッフ3名、校務技能員21名、その他の欄に教育研修センターの職員さん、ソーシャルワーカーさん、子どもと親の相談員さん、令和2年度から総務課に事務スタッフを1名、大田、久手の幼稚園に臨時の幼稚園教諭と特別教育支援員の6名の配置。ここに挙げておりませんが、ALT5名、魅力化コーディネータ等4名配置を予定しており、更に指導講師として教育研修センターに1名、学校教育課に1名、中央図書館に就学前の指導講師として1名、ここに掲げた97名の配置を現在決定しているところです。幼稚園の1名未定については最近面接選考により4月1日からの配置を予定しております。来週のところで代替教諭も候補者が見つかれば面接予定です。部活動の地域指導者も部活動の顧問として会計年度任用職員として採用しようとしている所です。

教育長 校務技能員はパートですか

森本課長 17日勤務の所を調整して、19日としてもらっています。

教育長 よろしいでしょうか？ 続きまして公民館主事公募規程の廃止についてお願いします。

霊山課長 資料No.5をご覧ください、公民館主事につきましては会計年度任用職員となりましたので公民館主事公募規程を廃止するものです。

教育長 会計年度任用職員に年齢制限がありましたか？

霊山課長 制限ありません

教育長 よろしいでしょうか？ 続きまして山村留学センター令和2年度第17期生についてお願いします。

西村センター長

資料No.7をご覧ください、これに先立ちまして第16期生の終園のつどいを内輪で行いました。本来ならこの後各々帰省するところですが、新型コロナウイルスのことがありますので、家に帰るか残るかの選択肢を設けました。家族とよく話し合って新年度を迎えられるように春休みを過ごしてもらっています。今年度は11人でした。16期生の11人の内継続は8人です。4月に5名を加えて13名となります。海外からの留学生1名の予定がありましたが、今年度は新型コロナウイルスのこともあり断念されました。

男女の内訳は男の子8人 女の子5人 北三瓶小学校の生徒数は全員で16人、中学校は14人の合計30人となります。

教育長 親元に帰らずに山留センターに残るのは何人ですか？

西村センター長

7人です。

教育長 親元に帰らずに山留センターに残る7人に対して、新年度来る5人の対策はどうするのですか。

西村センター長

子どもも保護者も健康カードを付けてもらい、遠方以外は自家用車で移動してもらおうようにしています、5月連休明けまでは農家に預けないで山留センターで預かるようにします。

教育長 農家は高齢者が多く心配されているので、1箇月様子を見て安全を確認した上で預かってもらう形としたいと思います。

西村センター長

育てる会は来年3人になります、男性2名女性1名派遣してもらおうようになりました。

教育長 以上で今日の定例委員会の全議題を終了しました。

4月1日の定期人事異動で教育委員会も何名か異動しております。異動する方は、自己紹介をお願いします。

霊山課長 定年退職の挨拶

後藤課長 社会教育課長就任の挨拶

森本課長 建設部へ移動の挨拶

錦織課長補佐 同じく建設部へ移動の挨拶

教 育 長 文化部門を統一し、石見銀山課の方へ移しました。石見銀山課に文化係が出来ます。

来年は計画策定が多くあります、教育ビジョンの後期、学校のあり方実施計画、琴ヶ浜保存活用計画、文化財活用地域計画、子ども読書活動推進計画、公民館のあり方とあります、多忙な1年となりますが、皆様方宜しくお願い致します。

これで定例教育委員会を終了させていただきます、ありがとうございました。来月は4月23日でよろしいでしょうか
会場は広い所で開催することを考えています。

委 員 (はい)

以上をもって委員会を閉会した。

以上の会議録は、前回の会議録として承認を終了した。

令和2年 4月23日

作成者 総務課長補佐 森 育雄

以上の会議録は、前回の会議録として承認を終了した。

令和2年 4月23日

教育長 船木三紀夫

委員 梶 伸光

委員 竹下 ちとせ

委員 伴野 義文

委員 福間 信隆

委員 木村 貴子